

鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度に係る 「認証基準チェックリスト」補足

令和3年7月 鹿児島県

| 施設名 |
|-----|
| |

| 部屋数 | 従業員数 |
|-----|------|
| | |

| |
|--------------|
| 申請者 チェック欄 |
|--------------|

| 各エリア共通事項 | | 事務局 チェック欄 |
|----------|---|--------------|
| 1 | 利用者に対する一般的な感染予防対策を記載した啓発物を各所に掲示している。 (新しい旅のエチケット, 正しい手の洗い方, 咳エチケット, 接触確認アプリ (COCOA) の利用等) <hr/> 玄関・フロント・食堂・大浴場など、各箇所にふさわしい内容を掲示しているか。(箇所数や枚数の指定はないが、利用者の目に触れやすいところに掲示すること) | |
| 2 | 従業員は常に感染防止策を取る必要があることを認識している。 <hr/> 従業員に対し、手洗いや手指消毒を含め、感染防止策の徹底をどのように指示しているか。(研修会, 朝礼, マニュアルなど) ※9番と併せて確認 | |
| 3 | 飲食時や入浴時などを除き、館内共用部では常にマスクの着用を徹底するよう注意喚起を行っている。 <hr/> 館内共用部において常時マスク着用が必要であることを認識しているか。 ※個別箇所の対応は、11、15、27、30、41、64、66、67、84、91、95、103、105番で確認 | |
| 4 | 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行っている。 <hr/> 宿泊者にいつ、どのように注意喚起を行っているか。(掲示・配布物, 口頭等) | |
| 5 | 人と人が対面する場所は、距離(最低1m)を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止している。 <hr/> 対面の場所(食堂の受付, 大浴場等の受付, 売店レジ等)における、①対面距離最低1mの確保, 又は②アクリル板等による遮蔽のいずれかの対応がなされているか。 ※フロント及び食堂は20, 68番で確認 | |
| 6 | 宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内(客室, 大浴場, 食堂, 共用トイレ等)に設置している。 <hr/> 館内各所においてアルコール液を配置する必要があることを認識しているか。 客室については、各室への設置が困難な場合はエレベーターホールや廊下など客室周辺の設置でも可。※その他館内主要箇所については14、21、47、56、73で確認 | |
| 7 | 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒している。 (パブリックエリアの家具類, フロントデスク, テーブル, 椅子の背もたれ, ドアノブ, 電気のスイッチ, 電話, テレビや空調機等のリモコン, タッチパネル, レジ, 蛇口, 手すり, エレベーターのボタン, 自動販売機等) <hr/> 共用部において利用状況等に応じて適切に消毒作業を実施しているか。 ※家具等で手を触れることがないものは消毒不要 | |
| 8 | 手や口が触れるようなもの(コップ, 箸等)は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図っている。 <hr/> 館内においてコップや箸等を使用する箇所(食堂, 大浴場の飲料水, 喫茶等)で適切に洗浄, 消毒又は使い捨てが実施されているか。※客室については37番で確認 | |
| 9 | 手洗いや手指消毒の徹底を図っている。 (エリアへの入退室・食事の前・トイレの後等) <hr/> 従業員に対し、手洗いや手指消毒を含め、感染防止策の徹底が適切に指示されているか。 ※2番と併せて確認 | |
| 10 | 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にしている。 <hr/> コロナ前と比較して接触を減らすためにどのような工夫を行ったか。(事例確認) 例) 飲物のセルフサービス停止 など | |

| 1 入館時（ロビー等） | | |
|------------------|---|--|
| 11 | <p>入館の際に手指の消毒，マスク着用，検温を依頼している。（掲示・声かけ）</p> <p>①入館者にどのように消毒等の依頼・体調確認を行っているか，②消毒液や検温器等が設置されているか。③マスクなしの方に対する予備マスクの準備があるか。</p> | |
| 12 | <p>発熱や軽度であっても咳・咽頭痛，けん怠感などの症状がある人がいた場合は，速やかに受診・相談センターへ連絡するよう要請し，その後の対応は同センターの指示に従うこととしている。</p> <p>従業員が事案発生時の対応手順，連絡先（最寄りの受診・相談センター）を把握しているか。（対応フロー，マニュアル等）※関連18, 94, 106番</p> | |
| 13 | <p>万が一感染が発生した場合に備え，個人情報の取扱いに十分注意しながら，宿泊客等の名簿を適正に管理している。</p> <p>必要な時にすぐに宿泊者に連絡が取れるよう，予約管理システムや宿帳などにより宿泊者名簿が適切に管理されているか（関連107番）</p> | |
| 14 | <p>入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置している。</p> <p>消毒設備が適切に設置されているか。</p> | |
| 2 送迎時 | | |
| 15 | <p>送迎車内でのマスク装着の呼びかけと換気が行われている。</p> <p>【15番はミニバンなどバス以外の車両で送迎する場合（バスの場合は16番）】 マスク着用の呼びかけと車内換気がどのように行われているか。 ※車内では原則，常時マスク着用が必要</p> | |
| 16 | <p>自社バスでの送迎の際，密集が懸念される場合は乗客へのマスク着用の周知と換気を行い運行している又は密集しないよう人数を制限している。</p> <p>密集が懸念される場合の①乗客へのマスク着用の周知と換気，②人数制限のいずれかの対応についてどのように行われているか。</p> | |
| 17 | <p>送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置している。</p> <p>車種を問わず，ビニールシート等による仕切りが適切に設置されているか。</p> | |
| 3 チェックイン・チェックアウト | | |
| 18 | <p>発熱や軽度であっても咳・咽頭痛，けん怠感などの症状がないかを確認している。申し出があった場合は，速やかに受診・相談センターへ連絡するよう要請し，その後の対応は同センターの指示に従うこととしている。</p> <p>チェックイン時の宿泊者の症状確認をどのように行っているか。最寄りの受診・相談センターの連絡先を把握しているか。※スタッフの対応については12番で確認</p> | |
| 19 | <p>間隔を空けた待ち位置の表示など，宿泊客同士の距離（できるだけ1m以上）を保っている。又は客室でのチェックイン手続を行っている。</p> <p>①宿泊客同士の距離の確保（床にマーカー表示（間隔は1m以上）など）又は②客室でのチェックインの実施のいずれかの対応がなされているか。</p> | |
| 20 | <p>フロントデスクは宿泊客との距離（最低1m）を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。</p> <p>①フロントデスクと宿泊客の距離最低1mの確保，又は②アクリル板等による遮蔽のいずれかの対応がなされているか。</p> | |
| 21 | <p>筆記具の使用後等で手指消毒ができるよう，手指消毒薬が配置されている。</p> <p>すぐに手指消毒ができるよう消毒液がフロントデスク等に配置されているか。</p> | |

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| 22 | フロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒を行っている。 | | |
| | フロントデスク等の清拭消毒を適切に行っているか。※フロントデスクは利用状況等に応じて複数の人が触れる箇所を、筆記用具は利用の都度 | | |
| 23 | 返却されたルームキー・キーカードの消毒を徹底している。 | | |
| | ルームキー・カードの消毒が適切に行われているか。 | | |
| 24 | 文書の配布や動画の紹介等を導入し、従業員による説明を極力減らしている。 | | |
| | コロナ前と比較して説明を減らすためにどのような工夫を行ったか。（事例確認） （接触時間を減らすために口頭説明から資料配付に切替え など） | | |
| 25 | チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請している。 | | |
| | 代表者によるチェックインがどのように行われているか。また、代表者以外の方にはどのように対応しているか。（分散して待機等） ※現在、団体の利用がない場合は、今後利用があった場合の想定で可 | | |
| 26 | コイントレイを介した受け渡し又はカード決済による非対面チェックアウト手続きを行っている。 | | |
| | ①コイントレイによる受け渡し又は②カード決済（精算機）のいずれかの対応がなされているか。※上記以外の非接触型決済も可 またこれらの併用も可 | | |
| 4 エレベーター | | | |
| 27 | エレベーター内でマスク着用を行うよう注意喚起が行われている。 | | |
| | どのように注意喚起を行っているか。（掲示物、配布物 など） | | |
| 28 | エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限している。 | | |
| | どのように人数制限を行っているか。（床面表示、配布物、掲示物、従業員による誘導整理 など） | | |
| 29 | エレベーター内や押しボタンの頻繁な清拭消毒を行っている。 | | |
| | 利用状況に応じて適切に清拭消毒を行っているか。（押しボタンや手すりなど複数の人が触れる箇所） | | |
| 5 客室 | | | |
| 30 | 清掃時にマスク・使い捨て手袋を着用している。また、清掃終了後は手袋を外し手指消毒をしている。さらに、使い捨てエプロンの着用も考慮している。 | | |
| | 清掃時のマスク等の着用、清掃後の手指消毒を適切に行っているか。※関連84番 | | |
| 31 | 客室清掃時に、消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って設備や備品表面を清拭している。（テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等） | | |
| | 宿泊客が触れる備品等について消毒剤を用いて漏れなく清拭を行っているか。 | | |
| 32 | ドアノブの清拭消毒を行っている。 | | |
| | 消毒剤を用いて漏れなく清拭を行っているか。 | | |
| 33 | 使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管している。 | | |
| | 回収後の保管場所において使用済みリネン類がシートや蓋で密閉されているか。 | | |

| | | | |
|--------------|---|--|--|
| 34 | 使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒している。 | | |
| | 回収後の保管場所において使用済みタオル類がシートや蓋で密閉されているか。 | | |
| 35 | 使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換している。 | | |
| | 洗濯・消毒済みのものへの交換を適切に行っているか。 (消毒済みのラベル等の貼付、使い捨て品の利用など) | | |
| 36 | ゴミはビニール袋で密閉して処理している。 | | |
| | 清掃時に漏れなく実施しているか。 | | |
| 37 | コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換している。また、使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒(ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等)を徹底している。 | | |
| | 清掃時に漏れなく実施しているか。 | | |
| 38 | 空調機を外気導入(機能がある場合)に設定している。 | | |
| | 該当の空調機がある場合は、外気導入モードに設定しているか。 | | |
| 39 | 一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請している。 | | |
| | 宿泊者への換気要請についてどのように行っているか。(配布物、掲示物等) ※外気導入機能を備えた空調機がある場合は要請不要 | | |
| 6 大浴場 | | | |
| 40 | 入場人数を制限している。 | | |
| | 人数制限をどのように行っているか。 (配布物、掲示物、利用時間の分散化、従業員による案内等) | | |
| 41 | 休憩スペースの利用人数を減らし、マスク非装着での対面で会話をしないようにしている。 | | |
| | どのように促しているか。(配布物、掲示物、椅子を減らす など) | | |
| 42 | 浴室、浴槽内及びサウナにおける対人距離の確保や会話を控えてもらうよう要請している。 | | |
| | どのように要請しているか。(配布物、掲示物、間隔を確保した座位表示 など) | | |
| 43 | 直接飲水するタイプの冷水器の使用は控えている。 | | |
| | 設置していない、または、機器の使用ができない状態にしているか。 | | |
| 44 | 休憩スペースは、常時換気することに努めている。 | | |
| | 換気を適切に行っているか。(機械換気、窓の開放 など) | | |
| 45 | 浴室内の換気を強化している。(窓の定期又は常時開放) | | |
| | 窓の開放による換気を適切に行っているか。※窓の開放が困難な場合は機械換気で可 | | |
| 46 | 清掃時に換気し、完全に空気を入れ替えている。 | | |
| | 清掃時に換気を適切に行っているか。 | | |

| | | | |
|---|---|--|--|
| 47 | 休憩スペースに手指消毒薬を設置している。 消毒液が適切に設置されているか。 | | |
| 48 | 使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行っている。 ①回収箱等で密閉保管できる状況になっているか、②また、洗濯・消毒を適切に行っているか。 ※投入口のついたボックスなど利用者が通常、接触しない状態であれば密封でなくとも可 | | |
| 49 | 更衣室のドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒を行っている。 利用状況に応じて適切に消毒を行っているか。 | | |
| 50 | 定期的にロッカー内部の清拭消毒を行っている。 利用状況に応じて適切に消毒を行っているか。 | | |
| 51 | 浴室内の設備備品の清拭・消毒を行っている。 利用状況に応じて適切に消毒を行っているか。 | | |
| 52 | 休憩スペースの共用物品・備品（テーブル、椅子、マッサージ器、体重計等）は、定期的に清拭消毒している。 利用状況に応じて適切に消毒を行っているか。 | | |
| 53 | 水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒を行っている。 利用状況に応じて適切に消毒を行っているか。 | | |
| 54 | ドライヤー等備品の清拭消毒の実施、化粧品・ブラシ等は持参を要請している。 ①ドライヤー、椅子、化粧品等を置いていないこと、又は②ドライヤー、椅子、化粧品等について利用状況に応じて適切に消毒を行っているか。 | | |
| 7 トイレ・喫煙所（※トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため留意すること） | | | |
| 55 | トイレの使用後は、手洗いや手指消毒を行うよう表示している。 表示が適切に行われているか。 | | |
| 56 | トイレの入り口付近に消毒液を設置している。 消毒液が適切に設置されているか。（トイレの内外は問わない） | | |
| 57 | 便器内について、定期的な清掃を行っている。 利用状況に応じて適切に清掃を行っているか。 | | |
| 58 | 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている。 ドアノブ、水洗ボタンなど複数の方が触れる箇所の清拭消毒を行っているか。 | | |
| 59 | 共通利用のタオルは置かず、ペーパータオルを設置するか、個人用のタオルを準備している。 ①共通利用のタオルを置いていないこと、②ペーパータオルの設置状況（有りの場合）を確認※個人用のタオルは部屋備え又は個人持参のもの | | |

| | | | |
|---------------|---|--|--|
| 60 | トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している。 表示が適切に行われているか。（トイレの蓋がある場合） | | |
| 61 | 常時換気をオンにしておくなど、換気に留意している。 換気設備が確実に作動しているか又は窓の開放による換気が行われているか。 | | |
| 62 | 喫煙スペースは、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つ、喫煙中は会話をしないなどにより、3つの密を避けるよう要請している。 密を避けるための要請をどのように行っているか。（配布物、掲示物等） | | |
| 63 | 喫煙スペースは使用時以外も常時換気し、吸い殻交換とテーブル清拭を頻繁に行っている。 換気及び吸い殻交換、テーブル清拭を適切に行っているか。 ※換気は人感センサーで作動する換気装置も可 | | |
| 8 食事関係 | | | |
| 64 | 従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用や手指消毒など、衛生管理を徹底している。 従業員にマスク着用、手指消毒等が定着しているか。 | | |
| 65 | 発熱、咳、かぜ症状のある人の入場遠慮を要請している。 どのように要請を行っているか。（掲示物、配布物等） | | |
| 66 | 利用者に食事開始までの間や移動等の際のマスク着用を要請している。 どのように要請を行っているか。（掲示物、配布物等） | | |
| 67 | 飲食時以外はマスクを着用し、大声での会話を控えるよう要請している。 どのように要請を行っているか。（掲示物、配布物等） | | |
| 68 | 横並び着席又は斜め着席の推奨、テーブルの間隔を保つ、アクリル板、パーテーション、ビニールカーテン等により、真正面での着席や三密を避ける工夫に取り組んでいる。（少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面等を希望する場合を除く。） 以下について確認 ①利用する座席の間隔（正面・左右・斜め）が1m以上確保できている（間隔を確保するため、不使用席の表示等をしている） ②テーブルとテーブルの間隔が1m以上確保できている。 ③上記①・②において1mを確保できない場合はアクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽している。※HPにレイアウト掲載あり | | |
| 69 | お酌や回し飲み、スプーンや箸等の食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行っている。 どのように要請を行っているか。（掲示物、配布物等） | | |
| 70 | 食事会場の換気を強化している。 利用状況に応じて適切に換気を行っているか。 | | |
| 71 | 食事会場における人数、滞在時間の制限（2時間程度を目安）、予約制の活用などにより、三密を避ける工夫に取り組んでいる。 三密を避けるためにどのような工夫を行ったか。（事例確認） | | |

| | | | |
|----|---|--|--|
| 72 | <p>入場時に手洗い又は手指消毒を徹底している。</p> <p>利用者に手洗い又は手指消毒をどのように促しているか。 (掲示物, 従業員の声かけ, 消毒液の設置状況 など)</p> | | |
| 73 | <p>必要なときに, すぐに手指消毒が実施できるよう, 手指消毒用の消毒液を設置している。 また, 飲食時にも使用できるよう手指消毒薬のテーブルへの配置も考慮している。</p> <p>消毒液が適切に設置されているか。 ※テーブルにあることが望ましいが, すぐに利用できる範囲の設置でも可</p> | | |
| 74 | <p>下膳作業を行った従業員は手洗い, 手指消毒を徹底する。</p> <p>従業員は適切に手洗い・手指消毒を行っているか。(使用済み食器に触れた手で新しい食器に触れない, 調理場や配膳室等に手洗い, 手指消毒の環境が整っているか, 従業員に指示が浸透しているか)</p> | | |
| 75 | <p>調理設備と食事の提供場所は十分に清掃・消毒している。</p> <p>清掃・消毒を適切に行っているか。 (テーブルや椅子, 調味料の容器等は利用の都度)</p> | | |
| 76 | <p>鍋料理や刺身盛り等は一人鍋, 一人盛りに極力変更し, 従業員が取り分けるようにしている。</p> <p>①複数者で利用する盛皿・鍋は提供していないこと。又は②盛皿・鍋を提供している場合は, 複数の方による直接利用を回避する方法がとられているか。</p> | | |
| 77 | <p>【ビュッフェスタイルを実施している場合】 飛沫がかからないようカバーを設置するなど, 料理・飲物を保護している。</p> <p>料理・飲物を適切に保護しているか。</p> | | |
| 78 | <p>【ビュッフェスタイルを実施している場合】 次のいずれかを満たしていること。 ①料理を小皿に盛って提供するか, スタッフが料理を取り分けている。 ②宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し, 使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないよう徹底している。 ③共用トングは手指消毒後にビニール手袋を装着し使用している。</p> <p>上記のいずれかを満たしていること。</p> | | |
| 79 | <p>【ビュッフェスタイルを実施している場合】 利用者が1回の取り分け毎に新たな小皿を使用するようにしている。</p> <p>利用者にどのように促しているか。(案内表示, スタッフによる交換 など)</p> | | |
| 80 | <p>【ビュッフェスタイルを実施している場合】 ドリンクサーバーのボタンやピッチャーの持ち手を清拭消毒している。又は従業員が手袋を着用して注いでいる。</p> <p>いずれの対応を行っているか。 ※利用者がビニール手袋を使用することでも可</p> | | |
| 81 | <p>【部屋食を実施している場合】 客室入室後, 手指消毒を行ってから料理を並べる。</p> <p>配膳を適切に行っているか。(手順確認, 消毒液の設置状況 など)</p> | | |
| 82 | <p>利用の都度, 備品等(座布団, 椅子, テーブル, お膳, 運搬用機器等)を清拭消毒を行っている。</p> <p>利用の都度, 清拭消毒を行っているか。</p> | | |
| 83 | <p>卓上の共用調味料, ポット等の設置を避けるか, これらを客入れ替え時に消毒している。</p> <p>上記のいずれの対応を行っているか。</p> | | |

| 9 清掃等の作業 | | |
|---|--|--|
| 84 | <p>ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手洗い、手指消毒を行っている。また、使い捨てエプロンの着用も考慮している。</p> <p>清掃時のマスク等の着用、清掃後の手指消毒を適切に行っているか。※関連30番</p> | |
| 85 | <p>食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理している。</p> <p>清掃時に漏れなく実施しているか。 ※ビニール袋に代えて蓋付のゴミ箱等でも可</p> | |
| 86 | <p>館内清掃の際に、界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤等を用いて清掃している。</p> <p>清掃時に適切な薬剤を用いて実施しているか。※薬剤については厚労省HP参照</p> | |
| 87 | <p>通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であることから、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭いている。</p> <p>利用状況に応じて適切に消毒を行っているか。</p> | |
| 88 | <p>手が触れることがない床や壁についても、必要に応じて清掃を行っている。</p> <p>必要に応じて適切に清掃を行っているか。（又は行うこととしているか） ※該当箇所の確認</p> | |
| 89 | <p>自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の清拭消毒を行っている。（1日1～2回）</p> <p>該当箇所について漏れなく清拭消毒を実施しているか。</p> | |
| 90 | <p>宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更している。</p> <p>洗濯・消毒済みのものとの交換について具体的な内容を確認します。 （消毒済みのラベル等の貼付、使い捨て品の利用など） 35番で確認</p> | |
| 10 従業員の感染症予防 （※休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられるため留意すること） | | |
| 91 | <p>従業員は原則として常時マスクを着用するよう徹底している。</p> <p>従業員はマスクを着用しているか。</p> | |
| 92 | <p>従業員の毎日の体温測定、健康チェックを行っている。</p> <p>どのような方法で従業員に徹底を図っているか。 （自宅や入社時の検温、朝礼での確認、チェックリストによる申告等）</p> | |
| 93 | <p>従業員の体調不良者、感染者及び濃厚接触者、感染が疑われる者は、自宅待機するなど就業を制限している。</p> <p>どのような方法で従業員に徹底を図っているか。 （対応フロー、チェックリストの配布等）</p> | |
| 94 | <p>従業員の健康観察を徹底し、発熱や風邪などの症状がある場合は外出を控え、「受診・相談センター」に直ちに相談することとしている。</p> <p>①従業員の健康観察を適切に実施しているか。②従業員は有症時の対応や連絡先（最寄りの受診・相談センター）を把握しているか。（対応フロー、マニュアル等）</p> | |
| 95 | <p>休憩スペースを使用する者はマスクを着用している。</p> <p>どのような方法でマスク着用の徹底を図っているか。（休憩スペースでの掲示等）</p> | |
| 96 | <p>休憩スペースでは一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。</p> <p>どのような方法で人数を減らしているか、また対面で食事や会話をしないように指示しているか。（休憩スペースでの掲示等）</p> | |

| | | | |
|-------------------------|--|--|--|
| 97 | 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗や手指消毒を行っている。 消毒液が休憩室付近に設置されているか、従業員にはどのように呼びかけているか。（休憩スペース扉での掲示等） | | |
| 98 | 休憩スペースは、常時換気することに努めている。 換気が適切に行われているか。（機械換気、窓の開放 など） | | |
| 99 | 従業員のユニフォームや衣服は毎日洗濯又は交換を行っている。 洗濯・交換が適切に行われているか。管理者は衣服等が清潔に保たれていることを確認しているか。※毎日洗濯又は交換を行っていただくことが望ましいが、困難な場合は、消毒液の噴霧による消毒・除菌でも可 | | |
| 100 | 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒している。 利用状況に応じて適切に消毒を行っているか。 | | |
| 11 施設・設備の衛生管理の徹底 | | | |
| 101 | 【建築物衛生法 [※] の対象施設（延べ床面積3,000㎡以上）】 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、確認していない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。 ※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 該当施設の場合、検査機関の検査結果を確認 ※検査にて基準を満たしていることが確認されない場合は事後対応を確認 | | |
| 102 | 【建築物衛生法の対象外の施設】 次のいずれかを満たしていること。 ①換気設備により必要換気量（1人あたり毎時30㎡）を確保している。 ②窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行っている。また、換気のため、窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請している。 上記①又は②に応じて次の内容を確認 ①換気設備の仕様書により、必要換気量が確保されているか。 ②窓開放による換気の実施状況及び利用者への周知・協力要請の具体的内容 | | |
| 12 宿泊客の感染疑いの際の対応 | | | |
| 103 | 万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいた場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないようにお願いしている。（同行者も同様） 宿泊者に感染疑いが発生した際の対応手順、連絡先を従業員が把握しているか。（対応フロー、マニュアル等） | | |
| 104 | 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めている。（相部屋の利用者がいる時） 待機部屋等の確保について予め決めているか。 （特定の部屋等を指定又は当日の空き部屋等のいずれかを当てる など） ※相部屋＝他人同士の同部屋等 | | |
| 105 | 食事（使い捨て容器などにより回収する必要がない形式）も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避けている。その宿泊客と対応するスタッフも限定し、対応時にはマスクを着用している。 宿泊者に感染疑いが発生した際の対応手順を従業員が把握しているか。（対応フロー、マニュアル等） | | |
| 106 | 宿泊者から近隣の受診・相談センターに連絡するよう要請するとともに、従業員からも同センターに連絡し、その指示に従うこととしている。 従業員は事案発生時の対応手順、連絡先（最寄りの受診・相談センター）を把握しているか。（対応フロー、マニュアル等） | | |

| | | | |
|-------------------------|---|--|--|
| 107 | 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備えている。 必要な時にすぐに保健所に提出できるよう、予約管理システムや宿帳などにより宿泊者名簿が適切に管理されているか。（関連13番） | | |
| 108 | 館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従うこととしている。 保健所の指示に従う意向であるか。 | | |
| 13 感染者発生に備えた対処方針 | | | |
| 109 | 従業員の感染が判明した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止対策を講じるとともに、保健所が利用状況を把握できない場合は、店名公表を含めた疫学調査に協力する。 協力する意向であるか。 | | |
| 110 | 感染が疑われる従業員は、検査結果判明まで出勤しないなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を全従業員に徹底させる。 適切に行動する意向であるか。 | | |
| 111 | 保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が施設を利用していた場合は、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、感染拡大を防止する対策を講じるとともに、保健所が利用状況を把握できない場合は、店名公表を含めた疫学調査に協力する。 協力する意向であるか。 | | |
| 14 継続的な取組の実施 | | | |
| 112 | 認証基準の充足が確認された後も新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、上記取組を継続する。（必要に応じて随時新たな取組も追加） 認証後も引き続き、感染防止に取り組む意向であるか。 | | |

※以下については、審査項目ではありませんが、実践されている場合は記載をお願いします。

| 推奨項目 | |
|------|--|
| 1 | モバイルによるプリチェックイン等を導入している。 |
| 2 | 宿泊カードをオンライン化している。 |
| 3 | 生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムを導入している。 |
| 4 | エレベーターについて、重量センサーの調整により、少ない人数でブザーが鳴るように調整している。 |
| 5 | 感染症対策コンシェルジュを配置している。（R2年度 県実施事業） |

| その他施設独自の取組 (感染症対策、ウイズコロナ・アフターコロナを踏まえた新たなサービス など) | |
|---|--|
| ※業界全体の感染防止対策の充実を図るため、独自の取組としていただいた情報はHPで公開しますので情報提供にご協力をお願いします。 | |

※現地調査では、どなたが、どのような手法で対応しているか等の具体的な内容について口頭や目視（現物、帳簿等）により確認させていただきます。

※消毒液の例 アルコール消毒液（濃度60%以上）、次亜塩素酸ナトリウム（濃度0.05%）、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水 など
詳細は厚労省HPに記載あり